

令和3年度

事業計画書

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

< 目 次 >

◇事業計画書

I	事業方針	2
II	重点事業	3
III	事業実施計画	4
1	地域福祉の基盤強化	
(1)	地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進基盤の強化	4
2	生活支援・権利擁護機能の強化	
(1)	生活福祉資金貸付制度の運営及び機能強化	9
(2)	高齢者・障害者等に対する権利擁護の推進	11
(3)	千葉県運営適正化委員会の運営	12
(4)	福祉サービスの質の向上に向けた介護サービス情報公表事業の実施	13
3	大規模災害に備えた基盤強化	
(1)	大規模災害時の支援体制の構築並びに 東日本大震災に係る避難者支援活動の充実	14
4	福祉サービス事業者への支援	
(1)	福祉サービス事業者への経営基盤強化のためのトータルサポートの実施	16
(2)	福祉サービス事業者の社会貢献への取組支援	17
(3)	新型コロナウイルス感染症発生法人に対する応援職員の派遣	18
5	福祉人材の確保・定着及び育成への取組強化	
(1)	福祉・介護・保育人材の確保・定着の推進	19
(2)	福祉人材養成事業の推進	22
(3)	介護支援専門員実務研修受講試験等の実施	23
6	透明性の高い法人運営と経営基盤の確立	
(1)	経営基盤の確立	24
(2)	本会運営に関する総合的な企画と政策提言・情報提供の強化	26
IV	社会福祉研修事業実施計画	29

I 事業方針

我が国では、少子高齢化と人口減少が進行しており、それらを支える介護や保育等に関わる福祉人材の不足は深刻さを増しています。

また、単身世帯やひとり親世帯が増加するなか、家族、血縁、地縁、社縁などの共同体が持っていた保障機能が低下し、従来の福祉制度では対応しきれない複雑・多様化した問題が顕在化しています。

大規模災害も毎年全国各地で発生しており、平時からの備えがますます重要になっています。

これに加え、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症による影響から、従来行われてきた地域におけるふれあい・支えあいの活動が休止に追い込まれたり、人と人とが交流ができない一方、離職や減収により生活に困窮し孤立する世帯が増加しています。

こうした状況を踏まえ、本会では行動計画である「菜の花コミュニティプラン2023」を令和3年度からの3か年計画として新たに策定しました。今後3か年の本会の目指すべき方向性やビジョンを定めるとともに、年次計画及び具体的な成果指標を設けました。

令和3年度、本会は「菜の花コミュニティプラン2023」の6つの基本目標を事業の柱として、幅広い関係機関・団体等との連携・協働を促進し、地域における様々な福祉・生活課題の解決を通じて「ともに生き、ともに創る地域共生社会の実現」に向けて取り組んでまいります。

○菜の花コミュニティプラン2023（計画期間：令和3年度～5年度）

- | | |
|-------|----------------------|
| 基本目標1 | 地域福祉の基盤強化 |
| 基本目標2 | 生活支援・権利擁護機能の強化 |
| 基本目標3 | 大規模災害に備えた基盤強化 |
| 基本目標4 | 福祉サービス事業者への支援 |
| 基本目標5 | 福祉人材の確保・定着及び育成への取組強化 |
| 基本目標6 | 透明性の高い法人運営と経営基盤の確立 |

Ⅱ 重点事業

令和3年度の本会は、「菜の花コミュニティプラン2023」（令和3年度からの3か年計画）の1年目として、次の事業を重点に事業展開を図ってまいります。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により所得が減少した世帯等を対象とした緊急小口資金等特例貸付の貸付事業を迅速かつ適正に行うとともに、令和4年4月から開始となる償還業務に備えた債権の整理を進めます。
- 今後の災害時の迅速な支援活動に資するため、千葉県災害ボランティアセンター運営マニュアルの見直し並びに市町村災害ボランティアセンター運営ガイドラインの策定、運営スタッフ研修等の人材育成を進めるとともに、災害救助法の国庫負担の対象となった災害ボランティアセンターの運営経費に関する調整支援などに取り組みます。
さらに、千葉県と共同で「千葉県災害福祉支援ネットワーク協議会」の事務局を担うとともに、千葉県災害福祉支援チーム（DWA T）の人材育成を行い大規模災害時の要配慮者支援に備えます。
- 高齢者福祉施設等で新型コロナウイルスの感染者が発生し、介護職員の出勤が困難等の事由により施設等の運営主体のみでの対応が困難になった場合等に、応援職員の派遣調整を行う業務を千葉県からの委託事業として行います。
- 福祉・介護・保育分野における慢性化した人材不足に対応するため、福祉人材センター、保育士・保育所支援センター、外国人介護人材支援センター、介護福祉士・保育士修学資金等貸付事業を一体的に推進します。
- 市町村社会福祉協議会が小地域福祉活動（地区社会福祉協議会等）の活性化をはじめ、コロナ禍においても地域福祉活動をさらに発展、強化が図れるよう支援を行うとともに、地域における公益的な取組を促進するための取り組みを進めます。
- コロナ禍においても継続して事業に取り組めるよう、オンラインや動画配信等を活用した研修や会議を積極的に導入します。

Ⅲ 事業実施計画

1. 地域福祉の基盤強化

(1) 地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進基盤の強化

【担当：地域福祉推進班、ボランティア・市民活動センター】

本会では、千葉県と協働して、地域ぐるみ福祉活動推進事業を実施し、その流れは「地域ぐるみ福祉ネットワーク事業」から「地域福祉フォーラム設置支援事業」として現在まで脈々と受け継ぎながら、住民に身近な小地域に地域福祉推進組織の設置を進め、福祉教育を推進し、官民協働による、県民の福祉活動への参加とネットワーク化を推進してきた。

これらの取組を踏まえ、市町村社会福祉協議会が地域共生社会の中心的な担い手としての役割を十分に果たせるよう、小地域福祉活動（地区社会福祉協議会等）の活性化をはじめ、コロナ禍においても地域福祉活動をさらに発展、強化が図れるよう支援を行うとともに、改正社会福祉法により創設される「重層的支援体制整備事業」に関わる支援者の資質向上を目指した地域福祉専門職の育成や、地域における公益的な取組を促進するための取り組みを進めていく。

さらに、千葉県新地域支援事業推進協議会と連携して市町村が行う「生活支援体制整備事業」を推進するための取組を支援する。

※AP=菜の花コミュニティプランの年次計画で位置づけられている項目

事業名・目的	主な実施事項	AP
<p>1 地域共生社会の実現を推進する人材の育成</p> <p>個別支援と地域支援を一体的に進める地域福祉専門職を育成するため、コミュニティソーシャルワーカー専門研修を実施し継続的なレベルアップに取り組む。</p> <p>また、住民主体の課題解決体制を構築する際に、小地域のリーダーとなる人材育成を推進する。</p>	<p>(1) 地域福祉専門職の育成</p> <p>①コミュニティソーシャルワーカー専門研修及びフォローアップ研修の受託・実施</p> <p>(2) 小地域福祉活動の担い手の育成</p> <p>①地域の担い手養成講座（コミュニティソーシャルワーカー基礎研修）の開催</p>	<p>○</p> <p>○</p>
<p>2 市町村社協のガバナンスの強化及び地域づくりの見える化の推進に向けた取組みの強化</p> <p>市町村社協のガバナンスの強化と「地域における公益的な取組」を推進するとともに地域福祉フォーラム事業等を活用した地域福祉活動計画の策定支援など、地域づくりの見える化を推進するための取組みを強化する。</p>	<p>(1) 市町村社協の支援強化</p> <p>①社会福祉法人としてのガバナンス強化</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 自社協のホームページでの適正な経営情報等の開示の推進</p> <p>②市町村社協事務局長会の運営</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 総会・役員会・専門委員会の開催</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 課題・テーマ別研修会の開催</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 房総（香取地域）地域福祉実践研究セミナーの開催</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>

事業名・目的	主な実施事項	AP
	③ボランティア・市民活動推進のための資機材の貸出 ④民間助成事業等の活用促進 ⑤ボランティア保険加入の促進 (2) 市町村ボランティアセンターの支援強化 ①ボランティア担当職員会議の開催 (3) ボランティア・市民活動推進者等の育成・拡大 ①ボランティアコーディネーター研修会(基礎編・精神障害編・災害編)の開催 ②ボランティアリーダー研修会(CSW基礎研修共催)の開催 (4) ボランティア活動を推進する大学間のネットワークの構築 ①大学生等のボランティア・社会貢献活動推進セミナーの開催 ②大学ボランティア担当教職員等による情報交換会の開催 (5) 県域ボランティア活動団体、NPO等との連携強化 ①県ボランティア連絡協議会、県おもちゃ図書館連絡会、県たすけあい協議会事業への協力・支援 ②市民活動推進に向けたNPO等との連携の強化	○
4 地域に根ざした地域ぐるみによる福祉教育の展開 学校と地域が連携して地域ぐるみによる福祉教育の積極的な取組を通して、発達段階に応じた社会参加意識を高め、地域全体で主体的に地域活動に取り組む土壌づくりを推進する。	(1) 地域に根ざした地域ぐるみによる福祉教育の推進 ①福祉教育推進員養成研修等による福祉教育推進校及び推進団体の支援 ②高校生介護等体験特別事業の実施 ③福祉教育推進連絡会議の開催(3回) ④福祉教育研究大会の開催 ⑤福祉教育プログラム集(障害編)を活用した研修会の開催 ⑥福祉教育プログラム集(高齢編等)作成の検討	○

事業名・目的	主な実施事項	AP
<p>5 介護保険制度における生活支援体制整備事業への対応</p> <p>千葉県新地域支援事業推進協議会の活動をとおして、市町村における生活支援体制整備事業の取組みを支援する。</p>	<p>(1) 千葉県新地域支援事業推進協議会の運営</p> <p>①生活支援体制づくりセミナー等の開催</p> <p>②生活支援体制アドバイザー派遣事業の実施</p> <p>③県内自治体における生活支援体制整備事業実施状況調査の実施</p>	○
<p>6 高齢者の生きがいと健康づくりの推進（明るい長寿社会づくり推進機構事業の推進）</p> <p>活力ある高齢社会に向けての意識啓発を行うとともに、高齢者の生きがいと健康づくり活動を推進することにより、「明るく豊かで活力のある長寿社会」の実現に取り組む。</p>	<p>(1) 明るい長寿社会づくり推進機構の運営</p> <p>①運営協議会の開催</p> <p>(2) 高齢者の生きがいと健康づくりを支える仲間づくり等の支援</p> <p>①シニアリーダー育成支援（全国研修会への派遣事業）</p> <p>②地域社会への参加促進及び仲間づくり支援（地域活動情報提供事業）</p> <p>(3) 高齢者の生きがいと健康づくりを目指すスポーツ・芸術等諸活動への支援と関係諸団体との協働の推進</p> <p>①第33回全国健康福祉祭ぎふ大会（ねんりんピック）への参加</p> <p>ア 選手等選考委員会の開催</p> <p>イ 選手団結団式・説明会の開催</p> <p>ウ 選手の派遣、引率等</p> <p style="text-align: center;">（10月30日～11月2日）</p> <p>②元気高齢者の地域活動の魅力を伝える説明会等の開催</p>	○
<p>7 県域ネットワーク組織としての結集機能・政策提言機能の強化</p> <p>市町村社協をはじめ、幅広い関係団体との連携を深め、地域福祉を推進するための結集機能や政策提言機能を強化することで、県域レベルの協働体制を構築する。</p>	<p>(1) 県域関係諸団体との結集機能・政策提言機能の強化</p> <p>①地域福祉ちば県民会議（千葉県地域福祉フォーラム）の開催</p> <p>②千葉県地域福祉フォーラム幹事会の開催（年3回）</p> <p>③千葉県地域福祉フォーラムシンポジウムの開催</p> <p>④房総（香取地域）地域福祉実践研究セミナーの開催（再掲）</p> <p>⑤千葉県介護保険関係団体協議会の運営</p> <p>⑥千葉県生活困窮者自立支援ネットワークへの参画</p>	

事業名・目的	主な実施事項	AP
<p>8 福祉関係情報の発信力の強化 国や県の福祉政策、小地域の福祉活動情報等を発信することで、県民に対して本会事業と社会福祉の理解促進を図る。</p>	<p>(1) 広報紙「福祉ちば」の発行・充実 (年4回発行) (2) 県民福祉セミナーの開催</p>	<p>AP</p>

2. 生活支援・権利擁護機能の強化

(1) 生活福祉資金等貸付制度の運営及び機能強化

【担当：福祉資金班】

生活困窮世帯の自立を促進するため、市町村社会福祉協議会をはじめ、民生委員や福祉事務所、生活困窮者自立相談支援機関等との緊密な連携のもと、生活福祉資金等8種類の貸付事業を推進していく。

特に、新型コロナウイルス感染症の影響による所得が減少した世帯等を対象として令和2年3月25日から開始された緊急小口資金等特例貸付については、最長で本年9月まで継続される総合支援資金特例貸付の貸付事務を適正に行うとともに、令和4年4月から開始される償還に備えた債権の整理を進める。

※AP=菜の花コミュニティプランの年次計画で位置づけられている項目

事業名・目的	主な実施事項	AP
<p>1 生活福祉資金貸付制度の運営及び機能強化</p> <p>低所得者世帯、失業者世帯、要保護世帯・高齢者及び障害者世帯の経済的自立と安定した生活の維持を図るために、生活福祉資金（総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金）、臨時特例つなぎ資金の効果的な利用と他制度との連携を強化する。</p> <p>また、生活福祉資金等借受世帯の適正な債権管理を行う。</p>	<p>(1) 各種貸付の実施</p> <p>(2) 市町村社協への支援の強化</p> <p>①担当職員・相談員研修会の実施</p> <p>②貸付制度等ハンドブック（改訂版）の作成</p> <p>(3) 貸付審査等運営委員会における生活福祉資金貸付審査の実施（毎月開催）</p> <p>(4) 制度周知のための広報の実施</p> <p>(5) 長期滞納世帯に対する適正な債権管理</p> <p>①生活状況、居所、相続人等の調査をとおした実態把握</p> <p>②生活相談会の開催（18社協予定）</p> <p>③償還免除を含めた債権の整理</p>	<p>○</p> <p>○</p>
<p>2 新型コロナウイルス感染症に係る総合支援資金特例貸付の実施並びに緊急小口資金等特例貸付の債権整理</p> <p>最長で本年9月まで継続される総合支援資金特例貸付の事務を適正に行うとともに、令和4年4月から開始される緊急小口資金等特例貸付の償還に備えた債権の整理を行う。</p>	<p>(1) 総合支援資金特例貸付の実施</p> <p>○(2) 緊急小口資金等特例貸付の償還に備えた債権整理</p>	<p>○</p>
<p>3 災害時における生活福祉資金特例貸付運営マニュアルの整備</p> <p>千葉県で大規模災害が発生し、生活福祉資金特例貸付が実施された時に、県外社協からの応援職員とともに、行う貸付事務を想定した運営マニュアルを作成する。</p>	<p>○(1) 災害時における特例貸付運営マニュアルの作成</p>	<p>○</p>

事業名・目的	主な実施事項	AP
<p>4 <u>ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付及び児童養護施設退所児童等自立支援資金貸付事業の利用促進及び適正な債権管理</u> 就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に高等職業訓練促進資金の貸付を行い、自立を支援する。</p> <p>また、進学や就職を機に児童養護施設等の退所者や里親委託を解除された者の円滑な自立を支援するための資金の貸付を行う。</p> <p>5 <u>社会福祉事業振興資金貸付制度の運営と債権管理の適正実施</u> 社会福祉事業振興資金の貸付、適正な債権管理を行う。</p>	<p>(1) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金及び児童養護施設退所児童等自立支援資金の貸付の実施</p> <p>(2) 適正な債権管理</p> <p>(3) 制度周知のための広報の実施</p> <p>(1) 運営委員会による貸付審査</p> <p>(2) 貸付金の債権管理の適正実施</p>	AP

(3) 千葉県運営適正化委員会の運営

【担当：運営適正化委員会】

社会福祉法 第83条の規定に基づき、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を解決するため、運営適正化委員会に「運営監視部会」及び「苦情解決部会」を設置し各事業を実施する。

※AP=菜の花コミュニティプランの年次計画で位置づけられている項目

事業名・目的	主な実施事項	AP
<p>1 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の適切な運営を確保するための監視業務の推進</p> <p>福祉サービス利用援助事業を実施する機関（社協）の適切な運営を確保するため千葉県社協及び市町村社協が行う本事業の運営全般を監視する。</p> <p>必要に応じて千葉県社協及び市町村社協へ助言、指摘、勧告及び県等の関係機関に対して提言等を行う。</p>	<p>(1) 運営監視部会の定例開催（年6回）</p> <p>(2) 福祉サービス利用援助事業に関する事業実施状況調査の実施（書面調査及び現地調査20か所程度）</p> <p>(3) 福祉サービス利用援助事業の適切な運営を確保するための助言、提言の実施</p>	
<p>2 福祉サービス苦情解決事業の推進</p> <p>福祉サービスに関する利用者等からの苦情を解決するため、相談、助言、調査、申し入れ、あっせん又は知事への通知等を行うことにより、福祉サービス利用者の権利を擁護するとともに、福祉サービスの質の向上を図る。</p>	<p>(1) 苦情解決部会の定例開催（年12回）</p> <p>(2) 常設の相談窓口の専門職による相談活動の実施</p>	
<p>3 事業者段階における福祉サービス苦情解決事業実施体制の整備に向けた支援の実施</p> <p>事業者段階における苦情解決事業が適切に行われるよう研修会を開催する。また、ホームページによる情報提供、ポスター及びパンフレットの作成・配布等を通じて広報啓発に努めるとともに、巡回サポート等により事業者段階での取り組みを支援する。</p>	<p>(1) 福祉サービス苦情解決事業に関する研修会の開催（年5回）</p> <p>(2) 事業者に対する巡回サポート事業（巡回指導）の実施（年4ヶ所）</p> <p>(3) 事業者に対する広報啓発活動の実施</p> <p>(4) 第三者委員の設置率向上等苦情解決体制整備に向けた働きかけの実施</p>	<p>○</p> <p>○</p>

(4) 福祉サービスの質の向上に向けた介護サービス情報公表事業の実施

【担当：介護サービス情報公表センター】

事業所が提供する介護サービスの情報を公表するため、県の指定法人として「介護サービス情報公表センター」を運営し、利用者が適切な事業所・サービスを選択、利用できるよう基盤整備に取り組む。

※AP=菜の花コミュニティプランの年次計画で位置づけられている項目

事業名・目的	主な実施事項	AP
<p>1 介護サービス情報の公表事業の推進</p> <p>介護サービス情報の公表制度の中核機関である「介護サービス情報公表センター」を県の指定法人として運営する。</p>	<p>(1) 介護サービス情報公表センターの受託運営</p> <p>① 情報公表対象事業者への通知、報告内容の審査、未報告事業者への督促、システム上での公表等の実施</p> <p>② 公正・中立委員会の開催</p> <p>※参考 令和2年度公表対象事業所数：2, 374件 公表件数：1, 835件 公表率：約77.2% (令和3年2月28日時点)</p>	

3. 大規模災害に備えた基盤強化

(1) 大規模災害時の支援体制の構築並びに東日本大震災に係る避難者支援活動の充実

【担当：地域福祉推進部・福祉サービス事業部】

千葉県地域防災計画において「千葉県災害ボランティアセンター」及び「広域災害ボランティアセンター」を運営することが位置付けられている「千葉県災害ボランティアセンター連絡会」の運営体制の強化、会員団体と市町村社協との協働体制強化に取り組む。また、今後の災害時の迅速な支援活動に資するため、千葉県災害ボランティアセンター運営マニュアルの見直し並びに市町村災害ボランティアセンター運営ガイドラインの策定、運営スタッフ研修等の人材育成、災害救助法の国庫負担の対象となった災害ボランティアセンターの運営経費に関する調整支援などに取り組む。

また、東日本大震災により福島県から千葉県に避難している人たちへの戸別訪問を引き続き行い、生活再建に向けた支援を行う。

さらに、令和2年度に引き続き千葉県と共同で「千葉県災害福祉支援ネットワーク協議会」の事務局を担うとともに、千葉県災害福祉支援チーム（DWA T）の人材育成や広報活動を行うことで大規模災害時の要配慮者支援に備える。

※AP=菜の花コミュニティプランの年次計画で位置づけられている項目

事業名・目的	主な実施事項	AP
1 災害支援ボランティア活動を推進するための基盤強化 県域の多様な団体で構成している千葉県災害ボランティアセンター連絡会活動の充実を図る。 また、災害ボランティアセンター運営スタッフの育成等を行うとともに、市町村社協との協働体制を強化することで災害にも強いまちづくりの構築を推進する。	(1) 千葉県災害ボランティアセンター連絡会活動の充実	
	①千葉県（広域）災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の実施	○
	②市町村災害ボランティアセンター設置・運営訓練等への協力	
	③千葉県災害ボランティアセンター連絡会会員及びサポート会員の充実	
	④千葉県（広域）災害ボランティアセンター運営マニュアルの見直し	○
	(2) 市町村社協との連携強化	
	①市町村災害ボランティアセンター設置・運営訓練等への協力	
	②市町村災害ボランティアセンター運営マニュアルの作成支援	○
	③市町村災害ボランティアセンター運営スタッフ（運営支援者）研修の実施	○
	④市町村災害ボランティアセンター運営ガイドラインの策定	
	(3) 千葉県災害ボランティアセンター用資機材備蓄倉庫の管理及び備蓄品の整備（4か所）	
	(4) 九都県市合同防災訓練への協力（大網白里市）	

事業名・目的	主な実施事項	AP
<p>2 福島県復興支援員活動の充実 東日本大震災により福島県から本県に避難している人たちに対し、戸別訪問をとおして、生活上の困りごとに対応するとともに、生活再建に向けた支援を行う。</p>	<p>韮(5) 千葉県災害ボランティアセンター並びに市町村災害ボランティアセンターの運営経費確保に向けた取組の実施</p> <p>(1) 福島県復興支援員活動の充実 ①戸別訪問の実施 ②避難者支援交流会等への参加</p>	○
<p>3 千葉県災害福祉支援チーム(DWAT)体制整備事業の推進 災害時の福祉支援を図るために県内の福祉関係団体により設置された千葉県災害福祉支援ネットワーク協議会の事務局を千葉県とともに担うとともに、DWATのチーム員養成を行い、大規模災害発災に備える。</p>	<p>韮(1) 千葉県災害福祉支援ネットワーク協議会の運営への協力</p> <p>(2) 千葉県災害福祉支援チーム(DWAT)のチーム員養成研修の開催 韮①登録時研修 韮②スキルアップ研修 (チームリーダー、先遣チーム等の養成)</p> <p>(3) 千葉県DWATの周知・広報 韮①本会HP内にDWATコーナーの作成 韮②パンフレットの作成配布</p>	○ ○

4. 福祉サービス事業者への支援

(1) 福祉サービス事業者への経営基盤強化のためのトータルサポートの実施

【担当：福祉施設経営支援班】

福祉サービス事業者は、福祉人材の確保や公益事業への取組み、ICTの導入によるサービスの効率化や昨年度から続く新型コロナウイルス感染症への対策など様々な課題を抱えている。

本会は、このような課題解決をサポートするため、「社会福祉経営指導事業」を中心とした相談による支援を行うとともに、千葉県社会福祉法人経営者協議会をはじめ各種別協議会の運営・活動を支援することにより、福祉サービス事業者の経営基盤強化を促すほか、高齢者施設等で新型コロナウイルス感染症が発生した法人や居宅に対しては職員派遣することで業務の継続を支援する。

また、介護職員をはじめとする福祉人材の確保・定着に向けた対策として重要な仕組みである「社会福祉施設職員等退職手当共済制度」を推進する。

併せて、福祉サービス事業者が質の高いサービスを提供できるよう、施設の整備、拡充、補修等に必要な資金の融資を行う。

※AP=菜の花コミュニティプランの年次計画で位置づけられている項目

事業名・目的	主な実施事項	AP
<p>1 社会福祉施設経営指導事業等を通じた福祉サービス事業者への支援</p> <p>福祉サービス事業者が質の高いサービスを提供できるよう、経営上の課題に対して助言指導を行うことで経営基盤の強化を図るとともに、種別協議会の運営を支援し、各団体の活動の活性化を図る。</p>	<p>(1) 福祉サービス事業者の施設運営への助言・指導</p> <p>①会計等（公認会計士・税理士） ②労務（社会保険労務士） ③法律（弁護士） (上記3分野については毎月各2回、各専門職相談員を配置し、千葉県社会福祉センター内の相談室にて実施)</p> <p>(2) 社会福祉法人・施設運営への支援事業の実施</p> <p>①「相談事例集（Q&A）」の作成 ②経営支援セミナーの実施 ③千葉県社会福祉法人経営者協議会と連携した法人情報公開の周知の実施</p> <p>(3) 種別協議会の支援</p> <p>①千葉県社会福祉法人経営者協議会の運営支援 ②千葉県保育協議会の運営支援 ③福祉医療施設協議会の運営支援 ④その他各種別協議会との連携</p>	○
<p>2 社会福祉施設従事者のための退職手当共済制度の推進</p> <p>独立行政法人福祉医療機構が推進する退職手当共済制度の事務手続きの一部を担い、社会福祉施設等の職員の退職手当金の確保を図る。</p>	<p>(1) 届出書類を受理及び独立行政法人福祉医療機構への送付、連絡調整</p>	

(3) 新型コロナウイルス感染症発生法人に対する応援職員の派遣

【担当：福祉施設経営支援班】

高齢者施設等で感染者が発生し、介護職員の出勤が困難等の事由により介護職員が不足し、施設等の運営主体のみでの対応が困難になった場合等に職員派遣のコーディネートを行う。

※AP＝菜の花コミュニティプランの年次計画で位置づけられている項目

事業名・目的	主な実施事項	AP
<p>1 応援職員の登録及び派遣調整</p> <p>感染症が発生した施設等や居宅において介護ができる介護職員等を募集・登録し、感染防止対策研修を実施して派遣体制を整える。</p> <p>施設や市町村等から介護職員等の派遣要請があった場合は職員派遣を行う。</p>	<p>■（1）応援職員の登録・研修</p> <p>①高齢者福祉サービス事業所への応援可能職員の募集、応援職員（施設介護・訪問介護）に対する感染防止対策研修の実施、応援職員名簿への登録</p> <p>■（2）応援職員の派遣調整</p> <p>①施設や市町村等からの応援職員の派遣要請を受け、県・関係団体・応援派遣元施設と調整のうえ応援職員を派遣</p>	

5. 福祉人材の確保・定着及び育成への取組強化

(1) 福祉・介護・保育人材の確保・定着の推進

【担当：福祉人材センター、保育士・保育所支援センター、外国人介護人材支援センター】

少子高齢・人口減少社会に突入し、福祉・介護・保育ニーズは一層拡大するとともに、労働環境の変化などにより、福祉人材の不足が年々深刻化するなか、福祉人材確保・定着対策は喫緊の課題となっている。

福祉人材センターは、求人・求職の登録と職業紹介によるきめ細かな就労支援(マッチング支援)を行うとともに、就職面談会(就職フェア)、就職支援講座や施設見学会等の開催、メンタルサポート事業などを積極的に実施しながら、福祉分野への人材確保・定着に向けた取り組みを展開する。

また、外国人介護人材支援センターは、介護職への就労を目指す留学生及び就労している介護職員等への相談事業や交流会を行うとともに、メンタルヘルスセミナー等の事業者への支援事業を実施していく。

※AP=菜の花コミュニティプランの年次計画で位置づけられている項目

事業名・目的	主な実施事項	AP
<p>1 千葉県福祉人材センターの運営</p> <p>福祉人材システムを活用し、社会福祉施設等へ就職を希望する方の求職登録や、社会福祉施設等からの求人登録を受付け、就職の斡旋・紹介を行う。</p> <p>また、介護福祉士等の資格取得者に対し、届出制度への加入促進を図り、人材確保につなげる。</p>	<p>(1) 介護人材マッチング事業の実施 (求職者に対する積極的かつ継続的なアプローチによる就労支援の強化)</p> <p>(2) 離職介護福祉士の届出制度の推進</p>	<p>○</p> <p>○</p>
<p>2 ちば保育士・保育所支援センターの運営</p> <p>オンラインシステムを活用し、保育現場への就職を希望する潜在保育士に加え放課後児童支援員の求職登録や、認可保育施設等から求人申込みを受付け、就職の斡旋・紹介を行う。</p> <p>また、潜在保育士の就職に関する相談・助言並びに研修会等を行い、保育施設等従事者の人材確保を図る。</p>	<p>(1) 保育士人材マッチング事業の実施</p> <p>(2) 潜在保育士の就職(再就職)支援講座・研修等の開催</p> <p>(3) 就職面談会(保育フェスタ)の開催 (年2回)</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>

事業名・目的	主な実施事項	AP
<p>3 千葉県外国人介護人材支援センターの運営</p> <p>センターの認知度向上を図りながら、介護職を目指す留学生や外国人介護職員等に対してセンター内及び施設や日本語学校等への訪問による相談支援を行うことにより、安心して学び、働くことができる環境をつくるとともに、事業者に対する支援事業を行いながら外国人介護人材の確保・定着を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 相談等による外国人介護職員等に対するメンタルサポートの実施 (2) 外国人を雇用している施設等を対象とした職場におけるメンタルヘルスに関するセミナーの開催（年2回） (3) 留学生と外国人介護職員の交流会の開催（年3回） (4) 外国人を雇用したい施設・事業所への制度説明会の開催（年2回） (5) 外国人受入施設等の中堅管理者向け労務研修会の開催 (6) 外国人介護職員への相談及び支援ニーズの把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ ○ ○ ○ ○
<p>4 福祉職場就職説明会等の開催の推進</p> <p>社会福祉施設等への就職希望者を対象に、施設・事業所担当者との個別面談・業務内容説明の場を設け、福祉人材確保・就労促進を図る。</p> <p>また、就職ガイダンスや施設見学会等を開催し、福祉職場に対する理解を図りながら、幅広い人材の確保・就労につなげていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 福祉のしごと就職フェアの開催（4月千葉市、5月成田市、6月柏市など計5回開催） (2) 福祉のしごと就職ガイダンスの開催（年4回） (3) 福祉のしごとセミナーの開催 (4) 福祉施設見学会の開催（年6回） (5) 福祉のしごと職場体験事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ ○ ○ ○
<p>5 福祉人材確保のための情報(魅力)発信・広報機能の強化</p> <p>福祉の仕事に関する情報や、福祉人材センターにおける就職フェア・各種セミナー等の開催情報などを広く周知するため、様々な場面でパンフレット等の広報ツールを効果的に配布するとともに、SNS等を活用して幅広い世代に情報を発信する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 福祉人材センターパンフレットの作成・配布・啓発 (2) 福祉のしごとインフォメーションの作成・配布 (3) 福祉人材センターホームページの充実 (4) 中央福祉人材センターの求人情報サイト「福祉のお仕事」との連携 (5) 若年層をターゲットとした広報ツール（LINE・Facebook）等の運用 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ ○ ○ ○

事業名・目的	主な実施事項	AP
<p>6 介護人材確保・定着対策事業の推進</p> <p>ハローワークでの就職相談等を通じて、幅広く介護人材の確保・充実を図る。</p> <p>また、離職対策や業務改善、働きやすい職場環境づくり等に関するセミナーを開催するとともに、職場における人間関係等の悩みや不安に対し、適切な相談・助言をすることで、介護人材の離職防止を図る。</p>	<p>(1) キャリア支援専門員による出張相談等の実施</p> <p>(2) 人材定着支援アドバイザー（メンタルヘルスサポート相談員）の配置、相談対応</p> <p>(3) 介護・福祉人材定着を図るための新任職員応援プログラム及び中堅管理者向け労務研修の開催</p>	○
<p>7 介護福祉士、保育士修学資金等貸付事業の実施</p> <p>介護・保育人材の確保を図るため修学資金等の貸付を推進する。</p>	<p>(1) 修学資金貸付制度等の周知、広報啓発活動の強化</p> <p>(2) 貸付の適正な運営・管理の実施</p> <p>(3) 福祉系養成施設との連絡・調整の推進</p>	○
<p>8 教員免許特例法に基づく介護等体験受入調整事業の促進</p> <p>「小学校・中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」に基づき大学短大生で義務教育教員免許を志望する学生に対して、社会福祉施設での介護等体験の受入調整等の事務を行う。</p>	<p>(1) 介護等体験希望学生に係る連絡・調整及び基本台帳の作成・保管</p> <p>(2) 受入調整システムの運用・管理</p>	

(2) 福祉人材養成事業の推進

【担当：社会福祉研修センター】

「地域共生社会」の実現に向けては、福祉行政職員においてもより専門的な知識と相互連携が求められ、積極的な役割を果たすことが期待されている。

本会は地域福祉の推進を目的とした団体として、県の企画提案型募集による、社会福祉行政職員対象研修を受託するに相応しい団体であると自負し、受託に向け積極的に応募する。

また、質の高い福祉サービスを提供する上で、福祉・介護人材の質の確保は重要な課題であることから、社会福祉施設等職員に対しては専門能力の向上を目的とし、時宜に即した多様な研修を実施する。

さらに、職員のキャリア形成に必要な能力開発の機会を提供するとともに、働き方改革に対応した職場環境整備の機会も提供することにより、職員のモチベーション向上と職場定着を図る。

※AP=菜の花コミュニティプランの年次計画で位置づけられている項目

事業名・目的	主な実施事項	AP
<p>1 社会福祉行政職員等研修事業 <u>(県委託研修)の実施</u> 県及び市町村の社会福祉行政職員等の資質向上を図るため、企画提案型募集による県委託研修を受託し、実施する。</p>	<p>(1) 社会福祉行政職員研修 (13課程/24日) 社会福祉行政新任者研修、生活保護法地区担当員研修、家庭児童相談員研修等</p> <p>(2) 児童虐待対応職員法定研修 (4課程/32日) 児童福祉司資格認定指定講習会、児童福祉司任用前研修、児童福祉司任用後研修、要保護児童対策調整機関調整担当者研修</p>	
<p>2 社会福祉施設等職員研修 <u>(本会独自研修)の実施</u> 福祉職場に就職後の定着を応援するとともに、福祉を担う優れた人材の育成と資質の向上を目指し、本会で独自に企画する各種研修を最新のニーズに合わせて実施する。</p>	<p>(1) 独自研修の実施 ①集合研修(8課程) ②オンライン研修(2課程) ③動画配信研修(13課程)</p> <p>(2) 研修登録システムの周知・広報</p>	<p>○ ○ ○</p>
<p>3 福祉現場のニーズに合った研修内容の企画等の検討 より現場のニーズに合った研修の開催や受講者数の増加に向けて関係団体及び外部有識者による委員会を設置し、研修の企画等の検討を行う。</p>	<p>(1) 研修運営委員会の設置・開催 (年2回予定)</p>	○

(3) 介護支援専門員実務研修受講試験等の実施

【担当：介護支援専門員養成班】

千葉県より研修実施機関として指定を受け、介護支援専門員資格を付与するための全国統一試験及び実務研修を実施する。

また、介護支援専門員資格取得後の実務未経験者を対象とした介護支援専門員証の更新に必要な研修及び介護支援専門員証の再交付を受けるために必要な研修を実施する。

なお、研修の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を最低限とするため、厚生労働省が実施する「介護支援専門員研修等オンライン化等事業」の進捗を踏まえ、集合型からオンラインによる講義を主体とした方法に移行する。

※AP=菜の花コミュニティプランの年次計画で位置づけられている項目

事業名・目的	主な実施事項	AP
<p>1 介護支援専門員実務研修受講試験及び実務研修等事業の実施 介護保険制度の重要な担い手である介護支援専門員の高い資質を確保することを目的とする。</p> <p>2 介護支援専門員指導者の資質向上 実務研修等の講師を担う介護支援専門員指導者の資質の向上を図る。</p>	<p>(1) 介護支援専門員実務研修受講試験の実施 ①対象者 約1,800人 ②実施時期 令和3年10月10日(日)</p> <p>(2) 介護支援専門員実務研修の実施 ①対象者 300人 ②実施時期 令和4年1月～5月</p> <p>(3) 介護支援専門員更新・再研修の実施 ①第1回 ア 対象者 400人 イ 実施時期 令和3年9月～11月 ②臨時(必要に応じて) ア 対象者 50人 イ 実施時期 令和4年1月～3月</p> <p>(4) 千葉県介護支援専門員実務研修委員会の開催(年4回)</p> <p>(1) 介護支援専門員実習指導者研修会の開催(オンライン及び書面による開催)</p>	

事業名・目的	主な実施事項	AP
<p>4 各種基金の運営管理</p> <p>各種基金の適正な管理運営及び資産運用を図り、より効果的な事業助成に努める。</p> <p>また、より地域社会の課題解決に資する助成が行えるよう必要に応じて助成事業の見直しを行う。</p>	<p>(1) 千葉県社会福祉基金 (令和元年度末原資等：190,367千円) 社会福祉施設職員及び社会福祉事業従事者等の研修及び社会福祉活動への助成を行う</p> <p>①研修事業及び社会福祉活動を推進する事業への助成 ②運営委員会の開催</p> <p>(2) 交通遺児援護基金 (令和元年度末原資等：434,840千円) 交通遺児に対し各種援護激励を行う</p> <p>①見舞金、勉学奨励金、激励金等の支給 ②運営委員会の開催 ③制度の広報・啓発による事業の推進</p> <p>(3) 菜の花コミュニティ基金 (令和元年度末原資等：140,451千円) 社会福祉事業の推進に資するために各種事業に助成する</p> <p>①社協が実施する地域福祉を目的とする事業、各種情報提供のための事業、その他重要課題への取組みのための事業への助成 ②災害発生時におけるボランティア対応等への助成</p> <p>(4) 地域ぐるみ福祉振興基金 (令和元年度末原資等：1,009,479千円) 社会福祉活動の促進、充実を図るために各種事業に助成する</p> <p>①ボランティア等市民福祉活動及び福祉教育活動を促進する事業等への助成 ②地域福祉フォーラムの設置を促進するための助成 ③運営委員会の開催(年2回)</p> <p>〆(5) 各種基金における助成事業の見直し検討・実施</p>	<p>AP</p> <p>○</p>

事業名・目的	主な実施事項	AP
5 千葉県社会福祉センターの管理運営及び県立社会福祉センター整備に伴う調整 県民が利用しやすい環境を整備し、良好な管理運営を行いつつ、県立社会福祉センター整備に係る県との調整を併せて行う。	(1) 社会福祉センターの運営及び維持管理 (2) 入館団体連絡会議の開催 (3) 防災訓練の実施 (4) 県立社会福祉センターに係る千葉県との調整	

(2) 本会運営に関する総合的な企画と政策提言・情報提供の強化

【担当：総務班】

本年度から新たに策定した「菜の花コミュニティプラン」の進行管理を行うとともに、政策調整委員会による意見・提案等を踏まえ、本会の運営の信頼性と透明性の更なる向上に努める。

また、千葉県の福祉施策推進に関する政策提言を行うとともに、県民への情報提供機能の強化に取り組む。

※AP=菜の花コミュニティプランの年次計画で位置づけられている項目

事業名・目的	主な実施事項	AP
1 政策調整委員会の運営 PDCAサイクルのさらなる徹底と、本会が地域福祉を推進するために必要な重点政策課題等の検討を行うことで政策提言機能を強化する。	(1) 政策調整委員会の開催（年4回） ①事業評価の実施 ②次年度千葉県の予算に関する提案・要望事項の検討 ③重点政策課題の検討 ④BCP等の検討	○ ○
2 情報機能の強化 国・県の福祉政策に関する情報収集を強化するとともに、情報提供機能の強化に取り組む。	(1) 情報収集・提供活動の充実 ①ホームページの管理及び内容の充実 ②「千葉県社協ニュース」の発行 (年4回)	
3 行動計画「菜の花コミュニティプラン」の進行管理 新たに策定した菜の花コミュニティプラン(3か年計画)の進行管理を行う。	(1) 菜の花コミュニティプランの進行管理	

令和3年度

社会福祉研修事業実施計画

IV 社会福祉研修事業実施計画

1 社会福祉行政職員研修

研 修 課 程	研 修 対 象	実施時期 (月)	受講定員 (人)	実施日数 (日)
社会福祉行政新任者研修	県及び市町村において新規採用又は配置替えにより新たに福祉行政を担当することとなった職員	5・6	100	4
生活保護法担当新任地区担当員研修	県及び市において生活保護行政事務を新たに担当することとなった職員	5・6	150	4
生活保護法担当地区担当員研修	県及び市において生活保護行政の地区担当として業務処理に当たる職員	7	60	2
生活保護法指導監督職員研修	県及び市において生活保護法担当の査察指導員の職にある職員	8	40	1
知的障害者(児)福祉行政担当職員研修	県及び市町村において知的障害者福祉行政の業務を担当する職員	10	40	1
精神保健福祉行政担当職員研修	県及び市町村において精神障害者福祉行政の業務を担当する職員	11	40	1
身体障害者(児)福祉行政担当職員研修	県及び市町村において身体障害者福祉行政の業務を担当する職員	12	40	1
高齢者福祉行政担当職員研修	県及び市町村において高齢者福祉行政の業務を担当する職員	7	60	2
社会福祉法人会計監査担当職員研修	社会福祉法人及び各種社会福祉施設に対し経理監査と指導を行う者	5・6	100	2
家庭(児童)相談員研修	県及び市において家庭(児童)相談員の職にある職員	7	60	1
母子・父子自立支援員、婦人相談員研修	県及び市において母子・父子自立支援員・婦人相談員の職にある職員	9	60	1
児童福祉司・児童相談員研修	県において児童福祉司・児童相談員の職にある職員	8	60	2
児童心理司(心理判定員)研修	県及び市の社会福祉関係機関に勤務する児童心理司の職にある職員	6・7	80	2
計	13 課程		890	24

2 児童虐待対応職員法定研修

研 修 課 程	研 修 対 象	実施時期 (月)	受講定員 (人)	実施 コース (回)	実施日数 (日)
児童福祉司資格 認定指定講習会	児童福祉法施行規則第6条第6号から第 10号まで及び第13号に規定する者のうち、 児童福祉司の任用資格取得を目指すもの	5月～ 6月	40	1	6
児童福祉司 任用前講習会	児童福祉法第13条第3項第5号又は児童 福祉法施行規則第6条第11号若しくは同 条第12号に規定する者のうち、児童福祉 司に任用予定の者	5月～ 6月	40		
児童福祉司 任用後研修	児童福祉法第13条第3項に規定する者の うち、児童福祉司として任用された者	7月～ 2月	80	2	12
要保護児童 対策調整機関 調整担当者研修	児童福祉法施行規則第25条の28第2項に 定める調整担当者として職務を行う者	6月～ 2月	80	2	14
計	4 課程		240	5	32

3 社会福祉施設等職員研修

研修方法	研修項目	受講対象	定員
集合研修	キャリアパス（管理職編）	管理者	20
	キャリアパス（チームリーダー編）	主任、リーダー	30
	キャリアパス（中堅職員編）	入職後3～5年以内の職員	20
	キャリアパス（初任者編）	入職後1年以内の職員	30
	防災力強化	管理者	30
	アサーション	介護職、援助職	30
	レクリエーション	介護職、援助職	30
	接遇マナー	新人職員	30
オンライン研修 (ZOOM)	会計簿記	経理事務、管理者	20
	福祉入門講座	新人職員	30
動画研修 (オンデマンド)	人事・労務管理	管理者	—
	ハラスメント対策	管理者	—
	リスクマネジメント	管理者	—
	虐待防止対策	管理者、指導的職員	—
	決算準備	管理者、経理事務	—
	メンタルヘルス	主任、リーダー、指導的職員	—
	アンガーマネジメント	主任、リーダー、指導的職員	—
	看取りケア	主任、リーダー、指導的職員	—
	権利擁護	介護職、援助職	—
	介護記録の書き方	介護職、援助職	—
	認知症ケア	介護職、援助職	—
	介護技術	介護職、援助職	—
	障害福祉基礎研修	援助職、介護職	—